

中小企業政策審議会 中小企業経営支援分科会
共済小委員会（第25回）

令和7年2月27日（木）

経済産業省中小企業庁

午前 10 時 00 分 開会

○太刀川室長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから、「中小企業政策審議会 中小企業経営支援分科会 第25回共済小委員会」を開催したいと思います。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところ、御出席を賜り誠にありがとうございます。

本小委員会の事務局を務めます、中小企業庁経営安定対策室長の太刀川です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、小委員会開催に当たり、中小企業庁経営支援部長の岡田より御挨拶をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○岡田部長 中小企業庁経営支援部長の岡田でございます。おはようございます。

委員の皆様におかれましては、倒産防止・小規模企業両共済制度につきまして、日頃より御理解、御指導を賜りまして誠にありがとうございます。

前回、12月の本委員会でも申し上げましたけれども、依然として厳しい中小企業の経営環境の中で倒産防止共済、それから小規模企業共済ともに加入者が増加傾向にあるなど、中小企業者の取引先の倒産に対する備え、小規模事業者の廃業・引退をサポートする両共済制度の意義は大変大きいものと理解しております。

こうしたことから、前回の委員会ではまず中小企業庁より両共済制度の制度内容、それから現状につきまして御説明をさせていただいたところでございます。また、中小企業基盤整備機構より、足元での大きなトピックである共済のオンライン化の取組について御説明をさせていただいたところでございます。

本日の小委員会では、小規模企業共済制度の令和7年度付加共済金の支給率について審議をお願いしたいと考えております。付加共済金は、運用収入等に応じて基本共済金の額に上乗せする部分でありまして、その支給率はその年度の前年度末までに中小企業政策審議会の意見を聞いて経済産業大臣が定めることになっております。

加えまして、小規模企業共済制度につきましては、前回の制度見直しから4年が経過しております。法律に基づく制度見直しの検討時期に来ているところでございますので、その検討の進め方について事務方から説明をさせていただきまして、皆様からの御意見を賜り、見直しの検討を開始したいと考えております。

本日は短い時間ではありますが、積極的に御議論をいただきまして忌憚のない御意見を賜れればと思っておりますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○太刀川室長 それでは、本日は本澤委員については所用のため御欠席となっておりますが、委員総数12名のところ11名の委員に御出席をいただいております、中小企業政策審議会令第8条に規定される過半数の出席の定足数に達していることを御報告いたします。

それでは、審議に入る前に配付資料の確認をさせていただきます。

お手元に、議事次第。

委員名簿。

資料１、中小企業政策審議会に対する諮問について。

資料２、小規模企業共済制度の令和７年度付加共済金の支給率について。

資料３、小規模企業共済制度の５年見直しの検討の進め方について。

それぞれでございますでしょうか。配付資料を受領されていないようでしたら、事務局までお申し出ください。

また、審議に当たり、安定した通信環境の確保のため、発言者以外の方は必ずマイク・カメラをオフにさせていただき、発言時のみ御自身にて双方オンに切替えをお願いいたします。発言が終わりましたら、再度オフに切替えをお願いいたします。

御発言を希望される場合は、挙手機能を使用して挙手をお願いいたします。発言が終わりましたら、挙手をお下げください。

操作方法が不明な場合は、随時事務局までお声がけいただければと思います。

それでは、ここからの議事進行につきましては、近藤委員長をお願いしたいと存じます。近藤委員長、よろしくお願いいたします。

○近藤委員長 皆様、おはようございます。共済小委員会の委員長を務めております、近藤でございます。本日も委員の皆様の御協力をいただきつつ、円滑な議事進行に努めてまいりたいと存じます。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入らせていただきます。

本日の議題は、お手元の議事次第を御参照ください。

議題１「小規模企業共済制度の令和７年度付加共済金の支給率について」。

議題２「小規模企業共済制度の５年見直しの検討の進め方について」となっております。

まずは、議題１「小規模企業共済制度の令和７年度付加共済金の支給率について」につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○太刀川室長 ありがとうございます。

それでは、初めに資料１「中小企業政策審議会に対する諮問について」につきまして、御説明をいたします。こちらに関しましては、経済産業大臣が中小企業政策審議会に対して付加共済金支給率の算定を求める諮問文書になります。

これを受けまして、中小企業政策審議会は本件について、中小企業政策審議会運営規程第12条の規定に基づきまして、中小企業経営支援分科会に付託をし、中小企業経営支援分科会は共済小委員会に実質的な議論と報告を依頼しているものであります。本日の審議結果につきましては、経営支援分科会を通じて中小企業政策審議会に報告をされ、最終的に経済産業大臣に答申をされるという流れになってまいります。

続きまして、資料２「小規模企業共済制度の令和７年度付加共済金の支給率について」、御説明をいたします。

スライド２を御覧ください。小規模企業共済制度の付加共済金の概要でございます。共済金の額は、予定利率に対応した固定額の「基本共済金」と実際の運用収入に応じて支給される「付加共済金」の合計額、言わば２階建て方式にて算定をされております。付加共

済金は、運用収入等の状況に応じまして毎年度定められる支給率を基に基本共済金に上乘せをされます。付加共済金は、平成8年の制度導入以来、平成30年度に初めて支給を実施いたしまして、これまで4度支給を実施しているところでございます。

付加共済金の支給率を決定するための計算方法でございます。（１）「支給率の基準となる率」の算定、そして、その上で（２）「支給率」の決定という段階に分かれて算定をすることとなっております。この算定の仕方につきましては、小規模企業共済法施行規則のほうで規定をされております。

まず、（１）「支給率の基準となる率」に関しましては、点線の枠囲いの中にありますように、まず①当該年度末の剰余金の見込額を②仮定共済金等の発生見込総額で割って求めるということになります。こうして求められました支給率の基準となる率を基準といたしまして、（２）当該年度以降の運用収入の見込額、その他の事情を勘案して支給率を決定するという流れになっております。

続きまして、スライド3を御覧ください。まず、支給率の基準となる率の算定でございます。先ほど申し上げました①の分子のほうでございます。令和7年度末の剰余金見込額を今回算定いたしますと、6423億円という金額になりました。こちらに関しても算定方法は小規模企業共済法の施行規則に定められておりまして、下の表にありますように、まずイ「令和7年度の運用収入・掛金等収入」の金額から、ロ「令和7年度の共済金等の支払に充てる額」を引きます。次に、ハ「令和6年度末の責任準備金に積み増す額」を引きます。続いて、ニ「令和7年度の業務等経理に繰り入れる額」を引きます。続きまして、ホ「令和6年度末の剰余金」を足します。この結果、6423億円という金額となっております。イ、ロ、ハ、ニ、ホそれぞれの算定の考え方に関しましては、備考欄に記載されているとおりでございます。

中で1点補足をさせていただきますと、ニ「業務等経理に繰り入れる額」に関しましては、平成27年度に財務省の予算執行調査を受けまして、国からの運営交付金が段階的に縮減し、令和6年度から完全廃止となっております。この縮減・廃止に伴いまして、給付経理から業務等経理に繰入れを行っているものでございます。

続きまして、スライド4を御覧ください。「支給率の基準となる率」の算定の続きでございます。次は②の分母のほう、「仮定共済金等の発生見込総額」を算定いたしますと、9兆9311億円となっております。こちらにも算定方法に関しては省令に規定されているところでございます。

概要を申し上げますと、下の図で令和7年度の基準月時点で基本共済金の支給の要件となります36月以上の全在籍口数につきまして、基準月にA共済事由、B共済事由、また、任意解約等の準共済事由のいずれかに該当して脱退をしたと仮定した場合の支給すべき共済金と解約手当金の額を、吹き出しの1番にありますとおり1年ごとの掛金納付期間別に区分いたします。次に、2のところにあります区分した掛金納付期間別の共済事由別仮定共済金額等の発生見込額を算定いたします。図の中にありますとおり、区分別に共済事由

それぞれ一口当たりの共済金の金額を掛けまして、さらに基準月以降の脱退の将来発生割合をそれぞれ掛けてまいります。これによって仮定共済金等の発生見込額を算定いたしまして、これを1番の掛金納付期間別の区分の作業を全て重ねて行ってまいりまして、最後に3ポツのところ、発生見込額を足し上げて総額を算定するという方法で算定した結果、9兆9311億円という金額が得られたところでございます。

続きまして、5スライド目を御覧ください。以上の①、②から「支給率の基準となる率」を算定いたしますと、0.06467という数値になってまいります。これを基準といたしまして、付加共済金の支給率の決定を今後、次の段階でしていくということになってまいります。

次の6ページ目を御覧ください。続きまして、「支給率」の決定に当たっての「その他の事情を勘案」について御説明をいたします。先ほど申し上げました、2ポツで算定をした率を基準といたしまして、当該年度以降の運用収入の見込額、その他事情を勘案して付加共済金の支給率を決定するという作業になってまいります。付加共済金に充てるべき額の算定に関しましては、過去の共済小委員会で決定された事項に加えまして、令和7年1月以降の市場の動向を勘案するということになっております。

この過去3回の決定事項に関しまして、まとめて図で8ページ目にお示しをしておりますので、こちらで御説明をいたします。こちらは付加共済金原資額の算定イメージの図でございまして。全体が利益剰余金の額とお考えください。そこからまず「(2)過年度の留保額」を控除いたします。次に、「(3)推計リスク」といたしまして、まずそのうち「①時価評価による値動きに伴う変動額」の委託運用資産に関しまして、直近の令和7年1月末の金額を基礎といたしまして、期待収益率と標準偏差から令和8年3月末、つまり来年度末の委託運用資産全体の変動幅を計算しているものでございます。こちらを推計リスクの1つ目として控除いたします。

次に、②、自家運用資産に関しまして、満期保有債券の予定利率1%に対する潜在的な損失額をリスクとして同じく控除いたします。残りました部分の2分の1をオレンジ色の部分「付加共済金原資額」ということで算定することとなっております。残りのグレーの部分「積立金留保額」に関しては、また翌年度にこの黄色い部分と同様に過年度の留保額ということ で扱われる部分でございまして。

それでは、次の9スライド目、今、申し上げたやり方に具体的な金額を当てはめたものがこちらでございまして。令和7年度末の剰余金見込額は、先ほど申し上げた6423億円となっております。ここから6年度時点での過年度留保額1422億円を控除いたしまして、5001億円ということになります。そこから、今、申し上げた推計リスクの部分、先ほどの①の委託運用資産の変動幅は2922億円となっております。また、先ほど申し上げた②の満期保有債券の予定利率に対する潜在的な損失額は、昨今の金利上昇を受けまして損失額が発生しておりませんので、0億円と算定されております。

したがって、5001億円から2922億円を控除いたしまして、2079億円が残ります。このうち2分の1に当たる1039.4億円を付加共済金の原資額といたします。こちらで付加共

済金を支給することが可能ということが確認できたところでございます。

それでは、実際に率の算定についてお示ししたものが次の10スライド目でございます、以上をまた計算式に当てはめまして、分母を先ほどと同様に仮定共済金等の発生見込額、総額9兆9311億円といたします。分子につきまして、今ほど算定をした1039億円といたします。これを割った結果、0.01047という支給率が令和7年度の付加共済金の支給率と算定されるものでございます。

以上、法令の規定に基づきまして算定をした結果、こちらの率となっておりますので、こちらを支給率としてよろしいかお諮りするものでございます。

それでは、私から資料1及び資料2の御説明は以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○近藤委員長 太刀川室長、御説明ありがとうございました。

それでは、委員の皆様、ただいまの御説明につきまして、御疑問の点などについての御質問、あるいは御意見のいずれでも結構ですので、御質問あるいは御意見がございましたら御発言をお願いしたいと思います。なお、御発言の際はまずは挙手機能を使って挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

大橋委員、お願いいたします。

○大橋委員 どうもありがとうございます。

まだ御質問される方がいらっしゃらないのでコメントなのですが、私は運用のお手伝いでこういうことに関わっておりますので、既に定められたルールに従って計算されて結果が出たということで、この付加共済金給付支給率がよいと、つまり賛成いたします。それだけコメントで申し上げたいと思います。

○近藤委員長 大橋委員、ありがとうございます。

○太刀川室長 大変ありがとうございます。

○近藤委員長 ほかに御質問、御意見等はございますでしょうか。

では、私からでもよろしいでしょうか。

○太刀川室長 よろしくをお願いいたします。

○近藤委員長 今回の支給率というのは、過去4度の支給率と比べて過去最高の数値となっているとのことでしたが、過去4度のというのは何年度のことで、また、それぞれの支給率はどれぐらいだったのでしょうかということと、それに関連して、今回の支給率が過去最高の数値となった要因としてはどのようなことが挙げられる、あるいは考えられるところなのでしょうか。いかがでしょうか。

○太刀川室長 ありがとうございます。

御指摘のとおり、過去4回、今回を含めると5回の中で最高の支給率となっております。過去の支給率に関しましては、すみません、資料で明記をしておりますけれども、平成30年度が0.0036、次に令和3年度が0.00328、令和4年度が0.00504、そして令和6年度が0.00673ということで、今回の支給率0.01047が最高ということになっております。

その要因といたしましては、先ほども少し申し上げました金利の上昇に伴いまして、満期保有債券の予定利率に対する潜在的な損失額が損失というよりはプラスの利益が出ておりまして、損失としては0億円で差し引く金額がなかったといったことが主な要因として挙げられるかと思っております。

○近藤委員長 誠にありがとうございました。よく分かりました。

それでは、ほかに御質問、御意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

幾つか御質問、御意見をいただきましたが、事務局からお示しいただいた御提案につきまして特段の御異論はなかったように思います。つきましては、事務局からお示しいただいた御提案どおり、令和7年度の付加共済金の支給率は0.01047とするということを当小委員会の結論とすることをお認めいただけますでしょうか。皆さん、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○近藤委員長 ありがとうございます。

では、皆さん、どうもありがとうございました。当小委員会の結論とすることをお認めいただいたということで誠にありがとうございました。

それでは、続きまして、次の議題2「小規模企業共済制度の5年見直しの検討の進め方について」につきまして、太刀川室長より御説明をお願いいたします。

○太刀川室長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、資料3の「小規模企業共済制度の5年見直しの検討の進め方について」の御説明をさせていただきます。

まず、小規模企業共済法におきましては、法律上で掛金及び共済金等の額は少なくとも5年ごとに共済金等の支給に要する費用及び運用収入の額の推移及び予想等を基礎として検討することとされているものでございます。前回、令和2年度の見直しから、来年度、令和7年度で5年目を迎えますため、今般、小規模企業共済制度に精通している有識者から成る小規模企業共済制度の在り方検討会を設置いたしまして、見直し・検討を行いたいと考えているところでございます。

現在、小規模企業共済制度加入保全業務のオンライン化の開始に伴いまして、この業務体系が大きく変化しているといった状況もございます。こうした運営状況等を含めます共済制度の在り方全般について検討を行ってまいりたいと思っております。こちらの検討会におきます検討結果につきましては、また中小企業政策審議会共済小委員会の場で報告をするということを念頭に置いております。

「2. 検討事項（案）」のところでございます。まずは「（1）掛金及び共済金の検証等について」ということで、こちらについては法令上定められております掛金額の妥当性の検証、また、小規模企業共済法施行令におきます共済金、また、解約手当金額の妥当性の検証といったところについて検討をしてまいりたいと考えております。

（2）といたしまして、「その他共済制度に関すること」ということで、安定的な運営のための財務面の検討について予定をしてございます。こちらに関しては共済制度の運営

全般について幅広く含まれる形での議題設定等をしております。

現状で想定している中身を少し御紹介いたします。先ほど付加共済金の金額の算定の過程の中におきまして、推計リスクを差し引くという御説明をいたしました。推計リスクに関しまして2つございました。時価評価による値動きに伴う変動額、こちらは委託運用資産についてでございます。また、もう一つは時価運用資産に関しまして、満期保有債券の予定利率に対する潜在的な損失額、こちらを付加共済金の金額の算定の中で差し引いているわけでございますけれども、この推計リスクに関しましては、今の小規模企業共済の財務諸表上では個別に表れてこない部分となっておりまして、財務諸表の中でどこに入っているかと申し上げますと、利益剰余金の中に全て混ざった形で含まれているというのが今の財務諸表の状況でございます。今、申し上げたようなお金の性質を明らかにいたしまして表示をしていく、つまり利益剰余金から区分経理をいたしまして適切な形で積立金、あるいは準備金といった形でお金の性質を明らかにした上で会計上でも表示をしていく。こうしたことで、会計表示の分かりやすさ・説明性を一層向上させ、また、将来に備えたお金であるという性質も共済契約者の皆様に明らかにしていくといったことがまずは安定的な運営のための財務の面で必要なことかと考えております。かなり金額の大きな変更になりますので、ここに関しましては、保険会社の会計のやり方等々を十分に参考にいたしまして、適切な会計のやり方というものを検討していきたいと考えております。

まずはその点と、あとは5年前にこの共済制度の安定的な運営のための在り方というものを経営が検討しました事項がございます。その中で5年の間にどのように変化したかといったフォローアップもしてまいりたいと思っております。

そうした内容で、今後の検討スケジュールの部分でございます。5月下旬頃から第1回設置で議論を開始いたしまして、第2回を7月頃、第3回を11月頃に開催いたしまして、検討会としての結論を得まして、共済小委員会にも報告をいたしまして、必要な会計ルールの改正作業を行って、令和8年の4月から新しい会計ルールの下でまた運営をしていきたいと考えているところでございます。

資料3に関しまして、私からの御説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。
○近藤委員長　ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問や御意見等がございましたら御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

大橋委員、お願いいたします。

○大橋委員　どうもありがとうございました。

先ほどの付加共済金の話と通じていることなのですが、今の御説明にあったように、計算方法等々に関して会計的な透明性をきちんと担保するという話は全くそのとおりだと思っております。

もう一つ、その他に関わることなのですが、付加共済金の付加という言葉が表すように、うまく剰余金が出てくるとその一部を付加として出そうということなのですね。

ども、損失があっても減らすかという、そういうことはないということで、この仕組みは大変加入者にとっても良い仕組みだとは思いつつも、債務がそれなりに増えていくという仕組みですので、将来のアセット・ライアビリティーの関係から、安定性ということとは引き続き御検討いただければと考えております。

以上です。

○近藤委員長 ありがとうございます。

事務局からお答えはございますでしょうか。

○太刀川室長 大橋先生、大変ありがとうございます。

御指摘のとおり、今、プラスの状況であれば、付加共済金ということで対応ができるところでございますが、また共済の財政が芳しくなくなったときにこの仕組みで対応できるかという論点は中長期的な観点から極めて重要な部分でございますので、こちらに関しても、まずは今回の検討会で基本的な財務会計ルールを見直しまして、それを基礎としてまた中長期的に検討が必要な課題かと認識しております。

引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○近藤委員長 ありがとうございます。

大橋委員、よろしいでしょうか。

○大橋委員 どうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○近藤委員長 それでは、ほかに。

津田委員、よろしくお願いいたします。

○津田委員 御指名、どうもありがとうございます。また、丁寧な御説明をありがとうございます。

私からは1点だけございまして、マーケットのほうで金利の上昇が見られているというところなのですけれども、予定利率についてどのタイミングで引上げを行うのか、もしくはどういった状態になったら引上げを検討するのかといったところをもうそろそろ検討していく時期に来ているかなと思っていますので、そういうところの議論を始める土台のようなところをつくっていくのがよろしいかなと考えているところです。その辺はいかがでしょうか。

○近藤委員長 御指摘ありがとうございます。

それでは、事務局からお答えをお願いできますでしょうか。

○太刀川室長 大変ありがとうございます。

御指摘のと通りの金利の状況でございますので、まずは検討会の中で掛金と共済金の金額の妥当性を検証いたしまして、その状況を踏まえて、どういう条件になったら予定利率の引上げとすべきかどうかに関しましても、その中で併せて検討してまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○津田委員 どうも御回答ありがとうございます。

○近藤委員長 ありがとうございます。

津田委員、よろしいでしょうか。

○津田委員 大変適切な御回答だと思いますので、よろしくお願いいたします。

○近藤委員長 ありがとうございます。

それでは、ほかに御質問、御意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、ありがとうございました。

委員の皆様、本日も熱心な御議論をいただき誠にありがとうございました。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、事務局から事務連絡をお願いいたします。

○太刀川室長 近藤委員長、ありがとうございます。

それでは、事務局から事務連絡をさせていただきます。次回の共済小委員会については、今年12月頃の開催を予定しております。また、次々回の共済小委員会に関しましては、今回と同様に1年後、来年の2月後半を予定し、また付加共済金の支給率について御審議をいただきたいと思います。と思っています。

また、先ほど申し上げました5年目見直しの検討会の審議状況に関しましても、この2回の小委員会のいずれかで機会を捉えまして御報告を申し上げたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

○近藤委員長 ありがとうございました。

それでは、本日の小委員会は以上をもちまして終了とさせていただきます。委員の皆様におかれましては、貴重な御意見、御指摘等をいただき、また、円滑な運営に御協力いただき誠にありがとうございました。

閉会といたします。ありがとうございました。

午前10時38分 閉会